

平成28年度 第1回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成28年5月20日（金） 午前10時00分～午前11時45分
場 所：帯広市役所10階 第6会議室
出席委員：仙北谷会長、有城委員、岩崎委員、菅野委員、木下委員、國枝委員、今野委員、
佐々木委員、杉野委員、竹鼻委員、堂田委員、長沢委員、新妻委員、横川委員
（以上14名）
事務局：米沢市長
鈴木都市建設部長、佐藤都市建設部企画調整監
（都市計画課） 松原都市計画課長、三津係長、白田係長、山崎主任、
齋藤主任、吉澤主任補、大橋主任補、坂本係員
（土木課） 岡田土木課長、久保土木用地担当課長、中村課長補佐、
涌井係長
（みどりの課） 三井みどりの課長、鈴木係長、大橋係長
（スポーツ振興室） 敦賀スポーツ振興室長、泉スポーツ振興室次長、高橋主査
傍聴者等：報道関係者2名

1 開 会

○出席確認

事務局から、17名中14名の委員が出席していることから、審議会が成立していることが報告されました。

2 委嘱状交付

米沢市長から新たな委員1名に委嘱状が交付されました。

3 市長挨拶

おはようございます。本日は大変お忙しいところ、帯広市都市計画審議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、竹鼻様には、委員就任を快くお引き受け頂きましたこと、お礼を申し上げます。

帯広市では、清流地区などの土地区画整理事業をはじめと致しまして、都市計画道路や帯広の森に代表されます都市施設、開広団地などの市街地再開発など、様々な都市計画につきまして、都市計画審議会の皆様にご審議を頂きながら、まちづくりを進めてまいりました。

都市の健全な発展のためには、人口、そして産業の動向などを踏まえ、適切な規制・誘導・整備を行い、地域の将来を見据えたまちづくりを進めていくことが重要であり、人口減少時代の到来という大きな転換期にある中、都市の基盤や、骨格づくりを担う都市計画の役割は、ますます重要なものになってまいります。

今後とも、都市インフラの適切な配置や整備を通じまして、新しい仕事や人、そしてモノの流れを持続的に作りだし、地域産業の競争力を高めながら、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、多様な専門的知識と幅広い識見から、貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願い致します。

4 会長挨拶

皆様どうもお疲れ様でございます。

仙北谷でございます。

この審議会は、市長から諮問を受けまして、それについて審議する会でございますけれども、法律上はこの審議会は建議ができるものとなっておりますので、将来的にこんな議論をしてほしい、してみたいということをお願いして挨拶に代えたいと思います。

1つは、私、帯広市に参りまして10何年経つのですけれども、最初に帯広で車を運転した時に非常に運転しにくいな、怖いなと感じました。

その気持ちは実は今でも持っております、他の人に聞いても結構怖いって事をおっしゃる方が多いんです。

私たちの審議会はよりよい道路のあり方について議論しているのですけれども、せっかく造った道路が、あまり人から評価されていないとなると、さみしい話でありまして、やっぱりいかにどうあるべきか、これは最近まちづくりのキーワードとして観光ということがありますが、レンタカーを借りて運転する人にとっても、運転しやすい道路は観光にも資するわけでありますので、ちょっと考える必要があるだろうと思います。

これは、市の管轄だけでなくて、公安の方とも議論しなくてはならないことではあるのですけれども、ハード造りとともにソフトな見方、そういったものの議論を将来的に出来ればなと思っています。

例えば、私イギリスで運転することがあるんですけれども、イギリスの道路はかなり良く出来ておりまして、ストレスが無いんです。

走りやすく、具体的に言うと左車線を走っていても右折が出来たり、赤信号の次に黄色になってから青信号になる等、面白い仕組みがあり、非常にストレスの無い道路になってます。

そんなソフト的なことも将来的に議論出来ればなと思っています。

それから2つ目としては、やっぱりサスティナビリティです。

コンパクトなまちづくりとありますが、将来世代に負担をかけないような都市のあり方ということも十分議論しなくてはならないことと思います。

私は、農業のことなんかをちょっと研究しているのですけれども、有機農業とよく言われますが、日本で有機農業というと体にいいとか、美味しいだとかがベースにあります、海外の有機農業の基本というのはサスティナビリティなんですね。

環境に負荷をかけない農業を有機農業というふうに言っているということでありまして、そういった点からもまちづくりについて議論できればと思います。

最後に、産業振興、経済の活性化ということについても、都市がいかにあるべきかということも議論したいと、そんなことを考えておりますので、是非、皆様にも今後とも十分な議論をしていただければなとお願いいたしまして、私の挨拶に代えたいと思います。以上です。

5 委員挨拶

新任の委員より挨拶がありました。

6 諮問・付議書交付

米沢市長より仙北谷会長に諮問・付議書が交付されました。

7 事務局紹介

鈴木都市建設部長より事務局の紹介がありました。

8 議 題

(1) 諮問事項 ア 「帯広圏都市計画道路の変更」

○ 諮問事項に係る審議

上記の諮問事項について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び諮問事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】 それでは(1) 諮問事項、アの帯広圏都市計画道路の変更についてご説明致します。

始めに、本件の概要についてご説明致します。

本件は、帯広圏都市計画道路の事業実施に伴う詳細設計におきまして、道路の詳細構造等が決定し、必要な道路区域が確定したことに伴います都市計画区域の変更及び帯広市内の一部区域におきまして字名改正が行なわれたことにより、都市計画道路の位置表示の変更を行なうものでございます。

都市計画を定める際の決定権者でございますが、本件のように変更対象となる区間が道道の場合につきましては、北海道が決定権者となっております。

次に、変更内容についてご説明致します。

まず、3・3・10 共栄通の変更についてでございますが、事業実施に伴う詳細設計による区域の変更でございます。

1つ目は、ウツベツ川に架かる橋梁の詳細構造が決定しましたので、橋梁部の幅員を20mから20.8mへと変更するものでございまして、変更区間は27.5mとなっております。

2つ目は、詳細設計の実施に伴う擁壁部の区域を追加するものでございまして、変更区間は66mとなっております。

3つ目は、詳細設計に伴う、共栄通と白樺通との交差点部のすみ切り区域の変更を行うもので、すみ切り長を10mから8mへと変更すると共に、事業実施に併せまして、現在、白樺通で有しております交差点北側のすみ切り区域を、共栄通のすみ切り区域へと変更するものでございます。

4つ目は、帯広市内の一部区域において字名改正が行われたことによりまして起点の位置表示を変更するもので、変更前の位置表示が帯広市稲田町西1線であったものを、変更後は帯広市西16条南41丁目へと変更するものでございます。

続きまして、3・2・5 白樺通についてでございますが、こちらの変更につきましては、先程、共栄通の変更内容の中でご説明させていただきました、詳細設計に伴う共栄通と白樺通との交差点部のすみ切り区域の変更に関連した変更でございまして、すみ切り長を10mから8mに変更すると共に、白樺通で有している交差点北側のすみ切り区域を、共栄通のすみ切り区域へと変更するものでございます。

続きまして、3・3・8 弥生通についてでございますが、帯広市内の一部区域において字名改正が行われたことによる終点の位置表示を変更するもので、変更前の位置表示が帯広市南町であったものを、変更後は帯広市西18条南29丁目へと変更するものでございます。

次に、各路線の詳細について、ご説明させていただきます。

共栄通のうち春駒通から柏林台通間の延長約1,540mにつきまして、平成27年6月に事業の実施が認可されまして、現在、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部にて、事業を進めているところでございます。

当該区間の都市計画決定につきましては、昭和38年に緑ヶ丘通の一部として幅員30mにて当初決定行いまして、昭和48年には共栄通への路線統合及び幅員30mを25mへ変更、平成13年には4車線に車線数を決定しまして、その後、平成22

年に最後の変更がございまして、白樺通から字緑ヶ丘、帯広自動車学校の南側になりますけれども、そこまでの2,310mを幅員20m、2車線へと変更しております。

今回の変更内容につきましては、事業実施に伴う詳細設計によりまして、ウツベツ川の橋梁の構造形式が決定しましたことから、現在の断面に地覆部分の断面を追加しまして、橋梁区間の幅員を20mから20.8mに変更するものでございます。

また、橋梁の計画高にあわせまして、橋梁に擦り付く橋梁の前後の道路計画高が高くなることによって、周辺地盤との境界に高低差が生じますので、高低差処理として擁壁を設置する必要があることから、擁壁部分の区域を追加するものでございます。

その他、詳細設計に伴いまして、共栄通と白樺通との交差点におけます、すみ切り区域に関しましても変更を行うものでございます。

すみ切りとは、交差点で自動車、歩行者、自転車などが安全かつ円滑に通行する空間であるほか、信号待ちの歩行者と自転車のたまり空間や見通しを確保するために必要な区域でございまして、今回の詳細設計に伴い、すみ切り区域の検討を行った結果、見通しを確保でき車輛軌跡や歩道幅員の最小寸法を確保できるすみ切り8mが妥当でありますことから、当該すみ切り部の寸法を10mから8mへと変更すると共に、共栄通の事業実施に併せまして交差点北側のすみ切りを、白樺通の区域から共栄通の区域へと変更するものでございます。

都市計画道路の区域につきましては、将来交通量の推計に基づき、車道や停車帯、歩道や植樹帯などの幅を検討し必要な断面幅で区域を決定しておりますけれども、計画決定時には詳細な測量等は行っておりませんので、事業の実施に伴います詳細決定におきまして、構造形式の決定や擁壁などの必要な区域が確定した段階で、道路に必要な区域に関しまして、都市計画変更を行うものでございます。

次に、起終点の位置表示の変更についてご説明いたします。

都市計画道路は、起終点の位置表示を決定しておりますが、帯広市内の一部区域におきまして字名改正が行われましたことから、位置表示の変更を行うものでございます。

まず、共栄通の起点の位置表示についてでございますが、変更前の住所は「帯広市稲田町西1線」となっておりましたが、字名改正によりまして「帯広市西16条南41丁目」に変更となっております。

次に、弥生通の終点の位置表示についてでございますが、変更前の住所は「帯広市南町」となっておりましたが、字名改正によりまして「帯広市西18条南29丁目」に変更となりましたので、当該2路線の位置表示を変更するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明致します。

本件都市計画道路の変更につきまして、本日の審議会において本案のとおり承認頂ければ、6月上旬に「北海道へ案の申し出」を行います。

その後、7月12日に「北海道都市計画幹事会」の開催、7月29日から8月12日までの期間に「公告及び案の縦覧」を経まして、再度「帯広市都市計画審議会」にて審議し、8月下旬頃に「北海道へ市の意見の提出」を行います。8月31日の「北海道都市計画審議会」を経まして、9月中旬頃に変更の「決定告示」という予定になっております。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 共栄通のすみ切りの部分、10mから8mに小さくしたというのは、最初の見込みが10mで大きすぎたから8mに変えたのでしょうか。

【事務局】 当初決定10mということで、すみ切りには基本的に確定した数値はございませんので、おのおの交差点を造るときに、詳細のほうは検討させて頂いているところでございます。

都市計画道路の都市施設として決定致しますと、どうしても都市計画法の53条の制限等、私財に制限をすることになりますので、過大に制限する必要はないということで、今回最低必要な8mという変更をさせて頂くということとなっています。

【委員】 8mで十分だという判断でしょうか。

【事務局】 そうです。巻き込みや、歩道の最小幅等を検討致しまして8mということです。

【会長】 道路の曲がりの角度とかそういうのは、変更はないのでしょうか。

【事務局】 交差点のアールに関してはですね、都市計画決定で決定するものでは無いんですけれども、基本的にはその交差点を検討する中で、アールについても検討しています。

【委員】 もともと8mであったわけではなく、10mだったものを狭めるというのは、これでも大丈夫だということで、そうなさるんだと思うんですけれども、冬場ですと積雪とかがあって、先程運転しやすい道路というお話もありましたけど、やっぱり女性にとっても、他の土地から来る観光客の方にとっても、見渡しがいい方が安全で良い道路になる気がして、わざわざ狭めるのは、どうなのかなと思いました。
何かそれ以上のものがあったのでしょうか。

【会長】 そうですね、除雪する時に角に雪盛ったりしますからね。
その辺の影響があるかもしれませんが、その辺はどのように考慮されているのでしょうか。

【事務局】 たしかにご質問のように、広く取れれば取れるほど雪とかも積めますし、安全であるということは私ども理解しているところでございますけれども、基本的にはその交差点1つ1つ検討する中で、歩道の幅員、たまりスペースなどを検討した中で、今回の交差点につきましては8mで十分という基準の中で、決定させて頂いているところ
です。

最初の10mというのが、いわゆる標準値でございまして、市内各所10mで決定しているところがほとんどでございまして、まず標準値で決定をして、その中で現場を始めるときに詳細的な検討して、その中で十分という数字を今回採用させて頂いているということでございます。

【会長】 他の方、いかがでしょうか。
無いようですので、ここで、本案についてお諮りしたいと思います。
本案は、承認することとして、決定してよろしいでしょうか。
異議なしと認め、そのように決定致します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

(2) 付議事項 ア 「帯広圏都市計画道路の変更」

○ 付議事項に係る審議

上記の付議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】(2) 付議事項、アの帯広圏都市計画道路の変更についてご説明致します。

始めに、本件の概要についてご説明致します。

本件は、帯広圏都市計画道路の事業実施に伴う詳細設計におきまして、道路の詳細構造等が決定し、必要な道路区域が確定しましたことから都市計画区域の変更を行うものでございます。

都市計画を定める際の決定権者でございますけれども、本件のように変更対象となる区間が市道の場合につきましては、帯広市が決定権者となっております。

次に、変更内容についてご説明致します。

変更内容と致しましては、3・1・4 6 弥生新道の事業実施に伴います詳細設計によりまして、道路区域として必要となる法面部の区域が確定しましたことから、区域を追加するものでございまして、変更区間は2, 591mとなっております。

弥生新道につきましては、起点は西17条南1丁目の石狩通との交差部から、終点は川西町基線の大通との交差部までの延長約9, 490mの南北に通っている路線でございます。

今回の変更区間でございます学園通から南側に向かう川西7号間の延長約2, 591mにつきましては市道となっております。現在、帯広市土木課にて、事業を進めているところでございます。

当該区間の都市計画決定につきましては、昭和58年に弥生通の路線分割により、現在の弥生通から国道236号の南帯橋までの区間が、弥生新道として幅員28mから48.3mで計画決定しまして、平成13年には4車線にて車線数を決定しました。

その後、平成22年に最後の変更がございまして、現在のルートへ変更し、併せて、幅員12.5mから18m、2車線へと変更しております。

今回の変更内容につきましては、事業実施に伴う詳細設計によりまして、必要な道路区域が決定しましたことから、法面部の区域を追加するものでございます。

学園通から約942mの区間につきましては、車道、路肩、植樹帯及び自転車歩行車道で構成し、幅員18mにて決定しております。法面部の区域を追加するものでございます。

また、それ以南の川西7号までの約1, 649mの区間につきましては、車道、路肩及び自転車歩行車道で構成しまして、幅員12.5mにて決定しております。こちらも、事業実施に伴い必要となる法面部の区域を追加するものでございます。

法面とは、盛土や切土によって作られる人工的な斜面のことを言いまして、道路建設などに伴い周辺地盤との境界に生じる高低差処理のために設けるものでございます。

詳細説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明致します。

本件都市計画道路の変更につきまして、本日の審議会において本案のとおり承認頂ければ、6月上旬に「北海道との事前協議」を行います。

その後、先程の諮問と同じです。7月29日から8月12日までの期間に「公告及び案の縦覧」を経まして、再度「帯広市都市計画審議会」にて審議し、8月中旬頃に「北海道との本協議」を経まして、9月中旬頃に変更の「決定告示」という予定となっております。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 今回の直接の議題ではありませんが、この区間の弥生新道に関しては4車線から2車線になりましたということですが、広尾まで高規格道路が開通して車の量が多くなったのを想定した計算で2車線で間に合うということでしょうか。

【事務局】 2車線に変更したというのは、平成22年度に行いました帯広市都市計画道路の全体的な見直しのなかで、車線数を減少させて頂きました。

その際に交通センサスを使用しまして、高速道路が開通した後の将来交通量を検討し4車線が必要な交通量までには届かないということで2車線へと変更とさせて頂いております。

【委員】 自信もって言えるんならそれでいいです。

ただ交通量が、かなり増えてきています。

高規格道路から降りて、国道に行くにしても信号が2つぐらい変わらないとダメなぐらい、車が繋がっているのが心配しました。

自信を持って言えるのであれば、私も安心しました。

【委員】 今回は法面の話なので、今さら遅いのかもかもしれませんが、ストレスのたまる道路の代表格みたいなところだと思います。

学校のエリアで留学生も居ますし、まして十勝の顔みたいな大学のエリアで、学生の運転もまだ慣れていない部分もあって非常に危険を感じます。

我々普通に走っていてもすれ違いが結構怖い、かなり飛ばず道路なので、もうちょっと検討が必要じゃないかなというふうに思いました。

弥生新道が4車線のまま、延びてこなかったのが、非常に残念ですけども、これからますます人の出入りが多くなると、交通量はどのようになるのでしょうか。

【事務局】 道路の幅員を決定するときには、どうしても将来交通量というものを利用して、計画をつくるものですから、平成22年の将来予想の段階では、そういう状況で車線変更させて頂いて、今回事業の開始に至っております。

将来的に、非常に交通量が増えたとか、そういう状況がまた出てきた場合においては、また都市計画での考え方を見直す必要性が出てくる可能性がございます。

現在の交通量としましては、4車線ということには都市計画では非常に難しいということになってございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

今の片側1車線に比べて、同じ1車線でも幅が広がりますので、車線数が同じでも通行しやすいかなと言えらると思っております。

【委員】 土地は豊富な十勝なので、是非こういう重要拠点の周辺整備は交通量だけでなくいろいろな観点からも考えてもらいたいと思っております。

【委員】 畜大から火葬場に向かって、冬場はすごい吹雪くのですが、それに対する対策はあるのでしょうか。

また、火葬場から川西7号に行く間もけっこう吹雪くところだと思いますが、そちらの対策はあるのでしょうか。

【事務局】 道路の実設計は現在、済んでいるところがございますが、今の設計の中では、特にこの区間に防雪柵等を講じるということは考えておりません。

従来の除雪の中で、対応していきたいと考えております。

【委員】 ここは大学とか高校があって部活の生徒が走っています。
稲田の4号から国道に向かって走ったりなんかしているので、特に雪の降っている
冬場の時にも、非常に危険だなと思いながら、話をさせて頂きました。

【会長】 このことにつきましても、将来的には考えて頂ければと思います。

【委員】 どこの地域をみましても、歩道までは草刈等が頻繁に行われて、整備も行われてい
るかと思いますが、法面というのが、草が伸び放題と言いますか、除草や草刈など手
当てが遅れているところが多いのではと、思っていました。
今回このような法面の提案でもありましたので、関連して整備に関する考え方を伺
いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 現在、道路の法面は道路維持課のほうで、維持管理をしております。
道路整備後につきましては、随時道路維持課と協議いたしまして、市民の皆様にご
迷惑をかけないような維持管理に努めていきたいと考えていると思っております。

【委員】 この区間なんですけれども、冬季間の凍結による法面への車輛の転落などが、非常
に心配だなというふうに感じています。
これから広尾までつながったりすると、地元以外の道に慣れていない人達が通る道
路になっていくのかなと思っております。
そういう意味で、何かガードレールとか、そういうような計画はあるのでしょうか。

【事務局】 道路整備に際しまして、歩車道縁石を配置致します。
その他には、植樹帯、歩道を整備致しまして、車道を通行、走行しております車輛
が路肩に転落しないように、歩車道縁石並びに植樹帯等で、転落防止ということ考
えております。

【会長】 他の方、いかがでしょうか。
無いようですので、ここで、本案についてお諮りしたいと思います。
本案は、承認することとして、決定してよろしいでしょうか。
異議なしと認め、そのように決定致します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

- (2) 付議事項 イ 「帯広圏都市計画緑地の変更」
ウ 「帯広圏都市計画公園の変更」

○ 付議事項に係る審議

上記の付議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
関連する議案であることから、2つの議案を一括して説明後、質疑を行っています。
事務局からの説明及び付議事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】(2) 付議事項、イの帯広圏都市計画緑地の変更について、ご説明致します。

本件は、帯広圏都市計画区域内にある都市緑地について、緑地機能の充実を図るべく区域の変更を行うものでございます。

変更内容についてご説明致します。

十勝川水系河川緑地につきましては、都市環境の向上とレクリエーション及び各種スポーツの機会の更なる充実化を図ると共に、公園利用者の健康増進を図るために、区域の拡大変更を行うものでございまして、全体の緑地面積と致しましては、1,511.2haから約1,515.1haへと3.9ha拡大致します。

十勝川水系河川緑地は、市街地を流れる十勝川の河川敷地の改修に伴いまして、敷地をレクリエーション及び各種スポーツ場に造成し、市民の憩いの場としての開放が強く望まれていたことと共に、本市緑化計画のうちベルトで市街地を覆うことの一環としまして、帯広市と幕別町にて昭和49年に当初の決定を行っております。

その後、昭和63年には音更町を含む、1市2町にて変更を行いまして、広大な面積を有する緑地として多くの人に親しまれてございます。

今回の変更では、緑地全体面積は、変更前約1,511.2haから3.9haを拡大しまして、緑地全体面積は約1,515.1haへ変更を行うものでございます。

今回の変更につきましては、帯広市分のみを区域を変更するものになりますので、帯広市分、667.1haを約671haへ拡大となっております。

今回の変更の目的と致しましては、区域を拡大し、既存の都市緑地や運動公園と、今後建設が予定されております運動施設との連続性を確保致しまして一帯利用することにより、レクリエーション及び各種スポーツの機会の充実化、公園利用者の健康増進を図るものであります。

変更内容の説明は以上でございます。

今後のスケジュールに関しましては、先程、道路の付議事項でご説明させて頂きましたものと同一でございますので、詳細につきましては割愛させて頂きましても、本日ご承認頂けますと、9月中旬頃の決定告示の予定となっております。

都市計画緑地の説明は以上でございます。

続きまして、(2) 付議事項、ウの帯広圏都市計画公園の変更についてご説明致します。

始めに、本件の概要についてご説明致します。

本件は、帯広圏都市計画区域内にある都市公園について、公園機能の充実を図るため、規模の変更や公園の配置の見直しによる都市計画公園の追加及び廃止による都市計画の変更及び、帯広市内の一部区域において字名改正が行われたことによる都市公園の位置の表示の変更を行うものでございます。

次に、変更内容についてご説明致します。

3・3・6啓北公園につきましては、十勝川水系河川緑地の区域拡大によりまして、一体的な土地利用が図られ利便性が向上し啓北公園の機能が確保されますことから、公園の適正配置の観点から廃止するものでございます。

4・3・3十勝川公園につきましては、隣接する十勝川水系河川緑地との一体利用により、総合的な利用に供するため、新たに都市計画公園として追加するものでございます。

2・2・139新北西ウレシパ公園につきましては、市街地の環境整備と都市景観の向上を図り、住民の日常的な利用に供するため、新たに都市計画公園として追加するものでございます。

3・3・7中央公園につきましては、市街地の環境整備と都市景観の向上、公園機能の充実を図るための公園区域の変更を行うものでございます。

2・2・42共栄児童公園、2・2・90南町児童公園、2・2・93まゆみ児童公園につきましては、帯広市内の一部区域において字名改正が行われたことにより位置表示の変更を行うものでございます。

次に、詳細について、ご説明させていただきます。

啓北公園に関しましては、十勝川水系河川緑地の区域拡大に伴いまして、公園の配置の見直しを行った結果、近隣住民の利便性が向上して、中央公園の区域拡大及び十勝川公園の追加によって地域の公園の適正配置と、啓北公園の機能が確保されますことから、啓北公園、約1.0haの廃止を行うものでございます。

十勝川公園に関しましては、隣接します十勝川水系河川緑地の運動施設との一体的な利用によりまして、レクリエーション及び各種スポーツの機会の充実を図ると共に、地区住民の日常的な利用に供するために、十勝川公園を新たに計画決定するものでございます。

新北西ウレシパ公園に関しましては、市街地の環境整備と都市景観の向上を図り、児童の健全な育成と街区住民の日常的な利用に供するため、新北西ウレシパ公園を新たに計画決定するものでございます。

中央公園に関しましては、公園面積を、変更前の約1.7haから約0.7ha拡大し約2.4haへ変更を行うもので、市街地の環境整備と都市景観を向上させると共に、公園機能の充実を図り、近隣住民の日常的な利用に供するため、中央公園の規模を変更するものでございます。

共栄児童公園に関しましては、「帯広市南町南8線」から「帯広市西16条南34丁目」へ、まゆみ児童公園に関しましては、「帯広市南町南7線」から「帯広市西18条南32丁目」へ、南町児童公園につきましては「帯広市南町東1条5丁目」から「帯広市西15条南31丁目」へ位置表示の変更を行うものでございます。

変更についての説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてですが、こちらも、先程の道路、緑地と同一となっておりますので、詳細については割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 現在体育館が建っているところの用途地域はなんですか。

【事務局】 現在総合体育館が建っているところは、第2種住居地域です。
敷地の中の一部は、近隣商業地域、石狩通沿いに近隣商業地域がありまして、その北側のほうは第2種住居地域です。

【委員】 公園のところは用途地域とかはついてなくて公園ですよ、もともと、用途地域があるところを今回河川緑地にしますというふうな変更はやらなくてもいいのでしょうか。

【事務局】 公園は都市施設になっておりますので、その下地には、用途地域がかかっているような状態になっておりまして、そこは変更ございません。
イメージとしては、用途地域の上に乗っている緑地と公園については変更させて頂きたいと考えております。

【委員】 用途地域は下にあるんだと、その上に河川緑地とか公園とか上に被さっている、レイヤーになっている考え、理解しました。

【会長】 用途のところはそのままにしておいて、上が変わるということですね。

【委員】 帯広の森や河川敷はあるんですけど、都市部や住宅街の公園というのが帯広は少なく、緑が少ないように思います。
実際はどうかのでしょうか。

【事務局】 帯広市内の公園なんですけれども、地域の住民の街区公園も含めて、計画されている公園が202箇所あります。
その内、今199箇所が開設されておりまして、全体面積が750.8haあります。
帯広市内の都市計画区域内の人口で割り返しました、一人当たりの公園面積は、45.95㎡の面積が確保されているという状況であります。

【委員】 他都市と比べると、どうなのでしょう。

【事務局】 一人当たりの公園面積ですけれども、日本の標準面積が一人当たり10㎡とされており、道内の標準とされている面積も10㎡となっております。
道内におきましては、苫小牧に次いで2番目の面積を有しているという状況であります。

【委員】 わかりました。
できるだけ、公園を計画してもらいたいと思います。

【会長】 今、委員さんがおっしゃった、緑の多さというのは、実は私もちょっと感じておりまして、1人当たり何㎡だということじゃなくて、おそらく東京なんかは1人当たりになると、少ないとは思いますが、東京駅を出たところの雰囲気だと、東京のほうが緑が多いんじゃないかと感じます。
それはなぜかと考えると、法面をきれいにして、低木を植えたり、道路の脇の木をちゃんと植えたりとか、それから街路樹です。
帯広は街路樹の上を電線が走っているの、街路樹をどうしても切ってしまいます。
電線を地中化なんかすると費用がかかかりますが、他の方法でも街路樹をしっかり整備することによって、ずいぶん違ってくると思います。
単に面積の問題じゃなくて、どういうふうに見せるかで、都市の顔が変わってくると思うので、緑の作り方をどういうふうにするかっていうところは考えて頂きたいなと、つねづね思っているところでございます。
都市計画とは違うかもしれませんが、まちのあり方として長期的に考えて頂ければというふうに思っているところでございました。

【委員】 中央公園のことについてお聞きしたいのですが、中央公園の北側で、たまに催事関係やっていますよね。

今回、公園機能の充実化ということで緑化を図ると、催事みたいなことは今度から他のところでやってくれという感じになるのでしょうか、それとも、催事はできるような公園になるのでしょうか。

【事務局】 北側広場につきましては、過年度までは、普通財産ということで駐車場ですとか、あるいはフードバーレーマラソンのゴール地点ですとか、菊祭り会場等のイベント等に利用されてきました。

今後、都市公園となりますことから、駐車場としての利用は難しいというふうに考えておりますが、小規模なイベントにつきましては、引き続き利用ができるような多目的広場も含めて考えていきたいと考えております。

また、菊祭り会場等の各事業者には、事前に私どものほうで、都市公園になることをご説明させて頂きまして、ご理解を頂いているところでございます。

【委員】 十勝川公園に関する質問なのですが、新規決定に係るところについては、今までも公園みたく使われているように認識しているんですが、それをあえて、都市計画上の公園として指定することの効果とか意義について、教えて頂けますか。

【事務局】 今回、啓北公園の代替地という意味合いでも、十勝川公園を都市計画公園とするものでございます。

啓北公園は都市公園として、9ホールのパークゴルフ場の機能を有しておりましたが、36ホールのパークゴルフ場を有する十勝川公園を都市公園とすることにより、その機能の代替を行うものでございます。

【会長】 他の方でいかかでしょうか。

それでは、ないようですので、一つずつお諮り致します。

まず、付議事項 イの「帯広圏都市計画緑地の変更」についてお諮り致します。本案は、承認することと、決定してよろしいでしょうか。異議なしと認め、そのように決定致します。

次に、付議事項 ウの「帯広圏都市計画公園の変更」についてお諮り致します。本案は、承認することと、決定してよろしいでしょうか。異議なしと認め、そのように決定致します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

(2) 付議事項 エ 「帯広圏都市計画地区計画の変更」

○ 付議事項に係る審議

上記の付議事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
事務局からの説明は以下のとおりです。
この議案に関する質疑はありませんでした。

(事務局からの説明)

【事務局】(2) 付議事項の エ帯広圏都市計画地区計画の変更について、ご説明致します。

本件は、帯広市内の一部地域において字名改正が行われたことによる、地区計画の位置の表示の変更を行うものでございます。

変更内容と致しましては、つくし野地区地区計画について、帯広市の一部地域において字名改正が行われたことによる、位置の表示変更で「つくし野地区地区計画」の位置表示を「帯広市南町南6線の一部」から「帯広市西16条南27丁目の一部」へ変更いたします。

変更の説明については、以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明致します。

本件、都市計画地区計画の変更につきましては、位置表示の変更のみであることから、軽微な変更になりまして、「北海道知事協議」、「公告・案の縦覧」及び「北海道協議」が省略になります。

本日の審議会において本案のとおり承認されますと、6月に変更の決定告示を行う予定になっております。

【会長】ただ今のご説明に対しまして、ご質問ご意見ありましたら、よろしくお願い致します。

無いようですので、本案についてお諮り致します。

本案は、承認することと、決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定致します。

(3) その他事項「帯広市都市計画審議会の運営について」の見直しについて

○ その他事項に係る審議

上記の事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
この議案に関する質疑はありませんでした。

(事務局からの説明)

【事務局】(3) その他事項「帯広市都市計画審議会の運営について」の見直しについて、ご説明致します。

本件は、審議会の承認を得た付議事項（市決定）及び諮問事項（道決定）について法の規定に基づき再度審議会を開催する際の手続きについて、審議会申合せ事項を見直そうとするものでございます。

都市計画決定までの手続きと致しましては、帯広市決定、北海道決定のいずれの場合におきましても、同一案件で2度の審議会を審査頂く流れとなっております。

帯広市決定の場合は、予備審査の後に、縦覧を経まして、本審査。

北海道決定の場合も、素案審査の後に北海道における原案確定を経まして、意見

書提出までの都市計画審議会と、どちらの場合も、2度の審議会で審査頂いております。

この2回目の審議会につきましては、縦覧で意見がない場合や、北海道案が市と同一のものとなる場合につきましては、1回目の審議会と全く同一の審査内容となります。

今回、この2回目の開催方法を他の委員会等の例に倣った方法とするよう、申し合わせ事項の見直しを行うものでございます。

説明に関しては以上でございます。

【会 長】 ただ今のご説明に対しまして、ご質問ご意見ありましたら、よろしくお願い致します。

無いようですので、本案についてお諮り致します。

本案は、承認することと、決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定致します。

9 閉 会

【会 長】 その他、委員の皆様から何かございましたら、お願い致します。

【委 員】 字名改正に関してですが、変更後の住所というのは役所に問い合わせると教えていただけるのでしょうか。

【事務局】 管理課というところが担当しておりますので、問い合わせ頂ければ、お答えさせていただきます。

【委 員】 道路看板についてです。

これからもインバウンド対策など観光に向けた取り組みをしていくなかで、英語表記というのは、特に構えることなく普通に必要かなと感じます。

今から英語表記を継続すれば、新たに看板を交換する必要は無くなりますので、これからできるものには、ぜひ英語表記をお願いしたいと思います。

【事務局】 看板の英語表記でございますが、先程出た弥生新道につきましても、川西インター方面とか、逆に川西インター方面から市街地方面へ、そういう看板表記を考えているところでございます。

実際の整備までには、関係課と協議しまして、その看板の設置の是非、又は英語表記の内容等について考えていきたいと思っております。

【委 員】 公園にしても何にしてもそうなんですけれども、普通に英語表記がついてればいいなと思ったものですから、是非よろしくご検討ください。

【会 長】 それでは、これもちまして本日の審議회를閉会致します。

委員の皆様、本日は大変ご苦勞様でございました。

— 了 —